

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和6年6月4日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員 鳴海 圭矢

質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
当町における有機フッ素化合物(PFAS)の影響は	PFASとは、有機フッ素化合物の一種であり、人の健康の保護の観点からPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の対象物質となっている。 現在、沖縄、東京、神奈川など日本各地の主に米軍基地、工場周辺で検出されて問題となっている。 ①環境は日々変化するものであり、当町の環境に化学物質などがどれくらい影響を与えているのか、常に最新の状況を把握しているべきだと考えるが、当町ではどのように把握しているのか ②PRTR制度では、有害性のある化学物質が事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出ているが、町は町内事業者の届出内容を把握しているのか。また基準値を超えていた場合の対応は ③日本におけるPFAS規制の実態は海外に比べて緩いものとなっている。昨今の事情に合わせて規制強化を国に対して呼びかける考えは	町 長